

第22回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース
議事概要

1. 日時：令和4年6月20日（月）14:30～16:00

2. 場所：※オンライン会議

3. 出席者：

（委員）大林ミカ、川本明、高橋洋、八田達夫

（政府）牧島大臣、小林副大臣

（事務局）規制改革推進室辻次長、山田参事官

（ヒアリング）

<電力スポット価格高騰に伴う「電力難民問題」について>

学校法人 佐野学園 法人本部 財務部 施設管理チーム 今村シニアマネージャー

グループコミュニケーション部 渡邊アシスタントゼネラルマネージャー

室井氏

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室 下村室長

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 取引監視課 池田課長

ネットワーク事業監視課 田中課長

取引制度企画室 東室長

4. 議題：

（開会）

電力スポット価格高騰に伴う「電力難民問題」について

（閉会）

5. 議事概要：

○山田参事官 ただいまから、再エネ総点検タスクフォースを開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中のところ、御参加いただき誠にありがとうございます。

本タスクフォースは、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、オンライン会議といたしております。また、本タスクフォースは、内閣府規制改革推進室のユーチューブチャンネルにおきましてオンライン中継を実施しております。御視聴の方は、動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

本日は、牧島大臣、小林副大臣に御出席いただいております。

それでは、牧島大臣に一言御挨拶をお願いいたします。

○牧島大臣 ありがとうございます。デジタル規制改革・行政改革担当大臣の牧島かれんです。

本日は、議題として「電力スポット価格高騰に伴う『電力難民問題』について」取り上げます。LNGなどの化学燃料の価格高騰によって、電力のスポット価格は恒常的な高騰が継続しており、供給力不足と相まって、足元では、新電力の撤退や供給停止、さらには大手電力の供給停止が発生し、電力供給を拒否される大口需要家が電力難民となる事態が表面化してきております。

申し上げるまでもなく、電力供給は国民生活や産業活動に必要な不可欠のサービスであり、その停滞は一刻も許されるものではありません。電力自由化の目的の一つが需要家の選択肢の拡大であった以上、電力需要家の意義そのものが問われていると言っても過言ではありません。

経済産業省におかれましては、電力需給逼迫対策とともに、足元での電力難民問題を解消するための方策を検討いただいているところと聞いておりますが、本日は、現状とその対応策について議論していただき、速やかに電力難民という事態を解消し、需要家に再エネ電力という選択肢が保証される状況を実現していただきたいと考えております。

御出席いただいております省庁の皆様には、スピード感を持って建設的な御議論をお願いできればと思います。

御審議、どうぞよろしくをお願いいたします。

○山田参事官 牧島大臣、ありがとうございました。

本日、御発言される方は、マイクをオンにして、御発言されるとき以外はマイクをミュートにし、出席者はカメラオンをお願いいたします。ハウリングを避けるために、イヤホンの使用の御協力ください。

議題に入ります前に、最初に事務局から御報告がございます。

先般、6月10日に規制改革実施計画が閣議決定されております。本タスクフォースで取り上げられた項目も、90項目以上盛り込まれておりますので、本日の参考資料1、参考資料2に抜粋を添付してございます。後ほど、御覧ください。

また、本日、資料1によりまして、個別分野の規制改革が進展した件について、事務局から簡単に御説明させていただきます。

4点ございます。

1点目は、タスクフォース本番でも取り上げた件でございますけれども、都市公園における駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進ということでありまして、こちらは国土交通省から屋根置き太陽光について、駐車場の付属物として公園設備に含まれること。それから、Park-PFIの対象としても含まれるということを経済産業省や事業者に対して周知し、内容の公表をいただきましたことでございます。

2ポツの「バイオマスボイラーの遠隔制御監視基準の見直し」は、バイオマスボイラー以外のボイラーについては、遠隔監視室以外の場所で、スマホなどを用いて監視をすることが認められておりましたが、バイオマスボイラーについてはそれができるということが明記されておらず、従来、バイオマスボイラーはそれができないと理解されてございましたが、バイオマスボイラーも遠隔監視室以外の場所で、スマホなどを用いた監視ができるということを明確化して、御周知いただいております。

3番目は、地熱のガイドラインの改訂でございます。地熱発電をするに当たって、掘削許可を受けた後、実際に掘削をするまでかなりの時間が経過するというのもございますので、モニタリングに関しては、従来、掘削許可を受ける1年前からのデータのモニタリングが必要だったわけでございますけれども、これに加えまして、新たに掘削工事着手日1年前からのデータも認めるという形にガイドラインを変更して、運用を改善していただきました。

最後の4ポツは、「官庁営繕事業におけるZEBの推進」でございます。国土交通省におきまして、公共建築物におけるZEBの事例集を作成・好評いただくとともに、得られた情報を参考にしまして、「官庁施設の環境保全基準」を改定していただきました。

これによりまして、今後、政府実行計画に基づきまして、新築する場合は原則ZEB Oriented相当以上とするというルールが適用されることになりまして、4月1日から施行されてございます。

私からの説明は以上であります。

それでは、本日の議題に入ります。「電力スポット価格高騰に伴う電力難民問題について」、まず、佐野学園様から10分以内で御説明をお願いいたします。

○佐野学園（今村シニアマネージャー） 承知いたしました。

それでは、資料を映しながら御説明したいと思います。室井さん、資料をお願いします。

学校法人佐野学園神田外語グループ施設管理チームの今村と申します。学園の施設整備、環境改善等、管理業務を行っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、パワーポイントの資料に沿って御報告いたします。2ページ目を御覧ください。

本会議での報告事項といたしまして、学園が電力難民となっている現状と節電対策への

取組等について、目次に沿って御報告いたします。

3 ページ目に移りまして、現下の電力需給環境については、本日、御出席の皆様にあえて御説明の必要はないところでありますが、ロシアのウクライナ侵攻による世界情勢の急変、円安、3月16日に発生した福島県地震による新電力と契約関係にあった大口需要家の中には、契約が更新されず、大手電力からも契約を断られ、最終保障先との供給契約に頼らざるを得ない事例が、新聞報道では5月20日時点で1万3000件に上っております。

電力需給契約は、1年ごとの契約更新が一般的ですので、今後も契約満了時に更新の拒絶、契約条件の高額提示などが発生し、最終保障先に頼らざるを得ない状況が続くことが予想されます。このような激変の波を受けまして、神田外語グループも電力難民になってしまいました。

4 ページ目では、学校法人佐野学園神田外語グループについて触れさせていただきます。主な教育機関は、千葉県美浜区にあります神田外語大学、学生数約4,200人の4年生大学です。契約電力量は1,350キロワット、昨年度電気料金は約5800万円であります。

また、千代田区内神田には、学生数約2,000人の専門学校、神田外語学院ほか、学園の本部と4つの事業体がございます。こちらの契約電力は742キロワット、昨年度電気料金は約2500万円でございます。

5 ページに移りまして、これまでの受電契約の経緯についてお話しさせていただきます。表は左から時系列になってございます。2016年の電力自由化を受け、東京電力からJXTGに契約を変更し、2019年6月からコスト削減コンサル会社を入れまして、移行先を検討し、九電みらいエナジーと2年間の契約を結びました。その後、2年契約締結後、2021年6月から1年更新をしております。

更新の際、業者の手続の関係で、大学は今年の8月末が契約満了日となりました。契約期間中の昨年10月には、契約窓口が九電みらいのまま電力供給主体が九州電力本体に移管するとの連絡があり、私どもとしましては、受電側としますと、本体からの供給で何ら問題ないものと安易に捉えておりました。

その後、年が明けた今年3月からの激変については、6～7ページで御説明したいと思います。3月1日、契約満了3か月前予告通知を受けました。内容は、契約期間満了を持って契約を終了します。更新はありません。価格の改定による継続等の交渉は一切ないというものでありました。理由は、関東地区の高圧売電事業から一時撤退との説明でありました。九電みらい様との契約に関しては、契約状況に何ら抵触するものでなく、契約期間内は原契約どおり受給していただいております。

解約通知を受けまして、私どもとしましては、すぐに電力会社紹介会社でありますエネチェンジ社に電力会社の契約先を打診いたしました。当初は1～2週間で契約候補を紹介していただけるとの回答でしたが、結局受入先の提案はありませんでした。

同時に、東京電力エナジーパートナー、東京ガス等大手売電会社をはじめ、新興売電会社、コンサル会社等々15社に問い合わせましたが、前向きな回答は2社のみでありました。

一社は、6月1日からの神田地区の契約先であります。もう一社は、市場連動の条件で検討可能というところでした。その後、連休明けにもう一社、市場連動を条件にということで提案をいただいているところでもあります。

いずれにしても、問い合わせた各社は、ホームページ上では高圧の新規受電の契約は、受付窓口を開設しておりますが、問い合わせますと、受付中止中とのメールの返信や電話での回答がありました。

私どもとしますと、新興の売電会社との契約は経営に不安があるのですけれども、「九電」ならばと安心して契約したものの、まさか契約終了とはというのが本音であります。また、九電みらい様との契約が3年経過し、コストの削減効果がこれから享受できるものと期待していたところ、新規契約先が全く見つからないという電力難民に陥るとはということで、大変なショックを受けております。

また、この契約の更新拒絶という案内がありました3月というのは、学園では期末決算や新学期の準備等の対応と重なり、非常に大変な時期でもありました。結局、前向きな回答をいただきました1社と神田地区のみ、何とか契約を確保いたしました。千葉、幕張、大学のほうは、解約通知受領後、4か月経過しておりますが、現在は契約先が未定のままでございます。神田の契約先は、私ども学園と取引のある建設会社が設立した売電会社で、見るに見かねてといったところではないかと思えます。

今期の電力料金の増額は、神田外語学院、大学と合わせて、年間約6000万円以上に上るものと見込んでおります。昨年の年間約8300万円の電力料金が、今期末では1億4000万程度、昨年比170%になる可能性が大きく、今後、大学が市場連動価格の契約に移行したり、燃料調整費の上昇がさらに続くという場合には、負担がますます大きくなるものと思料いたします。また、電力とは別に、空調用のガス料金も既に昨年末から前年比20%以上の値上がりとなっているところであります。

教育機関は、年度予算にて事業運営を行っているため、当初計画外の多額の出費は、教育の質の確保や経営に大きく影響いたします。学校運営は、装置産業的な要素が多分にあり、修繕計画の見直しやICT機器の導入の先送りなどを検討せざるを得ない状況であります。

このような状況下での節電対策について、8ページで御紹介したいと思います。

学園では、現況を受け入れ、節電計画の策定と実行により、使用電力の削減と電力料金の軽減を図ることに学園全体で取り組むことといたしました。これまで活用していなかった過去のデマンド値を検証したり、デマンドコントローラーも活用するなど、夏場の気温変動をこまめにチェックし、臨機応変に対応することといたしました。

関係諸機関におかれましては、エンドユーザー、特に私ども教育機関からの切なるお願いといたしまして、早期安定供給の体制を構築していただき、最終保障先に頼らざるを得ない売電市場の改善と価格安定での受電の確保、最終保障先を含め市場連動価格に移行の方向に対し、定額契約も可能な環境の整備などをお願いしたいところであります。どうぞ

よろしくお願ひいたします。

10～11ページに添付いたしましたのは、6月1日から新規契約先に移行しました神田地区の神田外語学院で節電計画を策定し、教職員が現状を共有し、実行に移している事例でございます。校舎各棟の空調管理等、節電対策について具体的に管理しております。今後、これを基に、千葉、幕張の神田外語大学においても計画案の策定中でございます。

次に、電力需給とは直接の関係はございませんが、現下の経済情勢が省エネ対策にも影響している事例を9ページで御紹介させていただきます。神田外語大学では、「千葉SDGsパートナー」に登録し、学生への教育、認知を含め、様々な取組を行っております。その一環として、省エネ対策工事を計画しておりました。

昨年、太陽光発電事業会社から、大学の屋上に設備を設置し、大学が受電するスキームの提案を受け、検討を始めておりました。しかし、昨今の工事費の高騰で棚上げの状態になってしまいました。経済環境が落ち着き、コストの見通しが立ち次第、検討を再開する予定でございます。大学屋上にパネルを設置することで、約400キロワットの発電能力が得られるとのことでした。

パワーポイントの1ページ目にお戻りください。表紙に大学のキャンパスを掲載させていただきました。御覧のとおり、校舎のほとんどが陸屋根で、太陽光パネルの設置が可能な状況でございます。今後の太陽光パネルの設置も、計画検討をこのように進めていきたいと考えているところでございます。

また、次の事例といたしましては、学内の照明を順次年度計画に即しまして、LED化を進めているところ、昨年8月完了の予定が、半導体不足の影響で機器が調達できず、今年の10月にずれこんでおります。

また、空調設備に関しましては、順次省エネ機に更新を進め、昨年夏休み中に完工の予定が、やはり半導体不足等の影響により、部品調達ができず、来年3月にずれこむ状況でございます。

最後になりますが、本日の会議に出席させていただくに当たり、学園理事長の佐野と意見交換をいたしました。佐野学園の厳しい現況をお伝えし、早期に電力需給環境が安定するようお願いするとともに、一方で、佐野学園では、教育機関として節電対策の参考となるよう、積極的に節電に取り組み、使う責任を果たす所存でございます。

本日は、このような貴重な機会をいただきましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございました。

私の御報告は以上でございます。

○山田参事官 今村様、ありがとうございました。

続きまして、経済産業省の電取委から10分以内で御説明いただき、その後、資源エネルギー庁からも10分以内で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○経済産業省（東室長） 電力・ガス取引監視等委員会でございます。

まず、スポット市場価格の動向について御説明させていただきます。

次のページ、まず足元の状況でございますが、いわゆる「スポット市場」呼ばれております一日前の取引が行われる電力市場の価格動向についてでございます。足元は、1キロワットアワー当たり10円台で推移しています。5月の平均値は17円弱でございます。これは一時期よりは下がってきてはいるものの、去年に比べるとまだ2倍以上の水準となっております。

以降、なぜ価格の高騰が続いているかということの御説明です。

大きく3つございまして、一つはやはり国際的に燃料価格が上がっている中で、各国とも電気料金が上がっていること。

もう一つは、供給力がかなり限られてきている中で、市場での需給がタイトになっているということ。

3点目に、買い側の価格が非常に高止まりする傾向がありまして、需要と供給の関係でいいますと、買い札が高いことによって価格が上がっているという傾向があります。大きく3点、御説明させていただきます。

次のページが、国際的な電気料金の比較をしたものです。ちょっとグラフがうるさくて恐縮ですが、ポイントは一番上に書いてありまして、世界的にどこでも電気料金が上がっているということでございます。

2点目ですが、この中で日本のスポット市場価格は、ヨーロッパの国に比べるとおおむね低い水準で推移してございます。また、去年からの上昇率を見ても、欧州諸国に比べると、まだ上昇は限定的ということでございます。

次のページは、LNGの価格を電気料金に置き直すと、大体どれぐらいのバンドで動いているかというものでして、赤い線と青い線の間なのですが、足元で見ますと、20円から30円ぐらいのレンジでLNGの燃料価格が動いていまして、スポット市場においては、LNGの価格によって最終的に価格が決まることが多いため、このLNG価格の動向にかなり影響を受けているということをお示ししています。

また、グラフを見ていただきますと、真ん中辺りで、昨年9～10月辺りからかなり燃料の高騰が始まって、その後、相当高い水準が続いているというのが御覧いただけるかと思えます。

次に、6ページ目をお願いします。一番大きな影響はやはり今の燃料価格というところですが、2番目の供給力に限りがある中でスポット市場がタイトになっているという点につきましては、日々の売り入札量、要するに市場に供給された量がどれぐらいあるかというのをプロットしたものでして、春先から5月ぐらいにかけてかなり低下傾向にあったというのが伺えます。

次のページをお願いします。背景は2つありまして、一つは、短期的には季節要因といえますか、どうしても冬場・夏場に需要が多いので、そこは一生懸命動かして、5月などの端境期には、点検をして止めている電源がいっぱいあるということで、これは停止量を表していますが、供給力が季節的に減っている時期であるということをお示ししています。

次のページは、もう少し中長期で見たときに、大きな傾向としてもやや供給力が減ってきているものをお示ししています。特にこの1年間で1千万キロワットぐらい稼働量が減っているということでございます。

次のページは、その背景ですけれども、やはり電源の廃止による影響が非常に大きいということでございます。右側に個別のユニットが書いてありますが、この1年で見ても、800万キロワットぐらい廃止ということで、相当供給力が減ってきているということでございます。

次に、14ページです。旧一般電気事業者を除いた新電力の買い札の価格分析をしたものでして、ちょっと見にくくて恐縮なのですが、中央値、いわゆる安い札から順番に価格帯別に並べていったときに、真ん中に当たる札が80円という非常に高い値段が続いているというものでして、一度価格高騰を経て、新電力が相当高い値段で札を入れるという傾向が続いていまして、これも特に需給がタイトになったときに価格に影響する要因ではないかと思っております。

私からは以上でございます。

○経済産業省（田中課長） ネットワーク事業監視課長の田中でございます。

それでは続きまして、最終保障供給料金の在り方、見直しの方向性について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、4月の制度設計専門会合、5月の制度設計専門会合、3月にもこの議論をしていたわけですが、合計3回の制度設計専門会合で御議論いただきまして、見直しの方向性を5月31日の審議会で取りまとめたところでございます。

最終保障供給料金につきましては、セーフティーネットということもございますので、これまでは、標準料金メニューの1.2倍という形になっていたわけですけれども、これが市場価格の高騰によって、自由料金よりも最終保障供給料金のほうが安くなってしまっているという逆転現象が起きているということもございます。そういった状況は、適切な価格形成や自由競争を阻害しているといった声や、供給するほうも、供給価格よりも調達価格のほうが高いという逆ざやが起きているということで、審議会において早急に見直しを行うべきということで御議論いただいていたところでございます。

この議論の中で、2ページ目にあるとおり、標準メニューからの倍率を1.2倍に変更する案であったり、長期間契約している需要家の料金を段階的に割増する案、もしくはインバランス料金や卸市場価格を反映する案といった複数の案ということで4月に御議論いただいていたわけですが、その際は、③の市場価格を反映する案が多数だったため、5月の審議会におきまして、改めて具体的な検討を行い、料金算定の方法について整理を行ったというものでございます。

3ページ目は、4月のときの御議論でございます。4～6ページは、ただいま申し上げた1.2倍というのを単純に1.5なりにする案で、5ページの②というのは、契約期間が長くなれば長くなるほど段階的に上げていく。6ページは、何らかの市場価格を反映して、自

由料金との逆転現象を是正する案ということで御議論いただきましたが、やはり案3が望ましいのではないかと御議論をいただいたところでございます。

したがって、5月はこれをさらに掘り下げていたわけですが、7ページは「最終保障供給の現状」ということで、昨年来、最終保障供給というところについては400件ぐらいだったわけですが、直近で大きく膨らんで、3～4月で5,000件、直近の5月で1万3000件となっております。

では、具体的にどのように最終保障供給料金のほうに市場価格を反映すべきかということでございますが、インバランス料金、卸市場価格のどちらを反映すべきかというところについては、卸市場価格を反映すべきではないかということで整理いただいているところでございます。

10ページ、では、どういった期間の卸市場価格を反映するかということについては、需要家への事前の周知や把握といった観点や、システム的な観点も踏まえまして、前々月21日から前月20日までの平均値というのを当該計量月の料金に反映してはどうかと整理しております。

続きまして、11ページでございますが、具体的にはどのように反映するかということについては、託送従量料金単価に卸市場価格を足したものと、燃料調整後の最終保障供給料金を比較しまして、その差額ということについては、これを補正項として適用するというところで、最終保障供給料金と市場価格の逆転現象を是正してはどうかということでございます。

さらに、12ページにあるように、市場価格が安くなった場合というのはマイナスの補正項になるわけですが、少し安くなっただけでは従量料金との逆転現象が生じてしまいますので、これは過去3年間でのエリアプライスの最も安かったときの月を下回る場合にマイナスの補正項を適用することとしてはどうかということで、その下限は、標準メニューの従量料金単価を下限とするということでございまして、図にすると、13ページのような形の補正項の適用としたものでございます。

14ページはまとめでございまして、15ページはその試算値となっております。これはあくまで試算値ということで、これで実際に6月から適用されているというわけではございません。

16ページでございますが、このような形で制度設計専門会合において最終保障供給料金の在り方の方向性を整理したわけですが、他方で、この一連の課題については、小売電気事業者との間で電力契約を締結できない需要家が増加していることにも起因するものでございまして、最終保障供給料金を見直すことのみで全ての解決に至るわけではないとは認識しているところでございます。

したがって、この点はエネ庁から改めて御説明があると思っておりますけれども、既にエネ庁において議論なども行われているところ、本専門会合で整理いただいた最終保障供給料金の在り方の方向性も踏まえ、今後、資源エネルギー庁において引き続き最終保障供給

料金や標準メニューをも含む小売政策全体について御検討いただくこととしているものでございます。

私からの御説明は以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、資源エネルギー庁から御説明をお願いします。

○経済産業省（下村室長） 資源エネルギー庁電力産業・市場室の下村でございます。

世界的に燃料価格がすごく高騰している中で、この問題にどう対応していくのかという資源エネルギー庁の取組について御報告させていただきます。

最終保障供給料金については、今、電取委から御説明があったとおりですので、もう御説明は割愛させていただきます。まとめのスライドも先ほど御紹介のあったとおりであります。

当方の問題意識としては、最終保障料金を見直すということで、全体のソリューションになっているかどうかというところでございます。特に家庭用については、電気においてはまだ経過措置規制料金が全国において残っている。したがって、いわゆる電力難民という問題は起こっておりませんで、一般電気事業者であった小売事業者が受付をしていたという状況でございます。

一方で、産業用の電気料金につきましては、これに先立って自由化が進んできたといった歴史的な経緯もありまして、規制は一切残っていない、完全な自由料金であります。

こうした中で、足元ではすごく燃料価格が高騰するといった事象が起こりまして、新電力の中では、一部の新電力はもう供給できないといった事象が生じてございます。

こうした中で、旧一般電気事業者も、こんなにもたくさんの需要家の方が戻っていらっしゃるということは想定していませんでしたということでありまして、こうした戻り需要に応ずるための燃料がないということが起こっている。これが電力難民と言われている問題の背景でございます。

こうした問題に対しまして、右側の赤い箱を御覧いただければと思いますけれども、こちらは今年の3月に公正取引委員会及び電取委において見解が示されておりまして、大手電力の小売部門において、供給力に余力がない場合、「戻り需要」に応じないことなどについては、独禁法・電気事業法上の問題がないと整理されたわけであります。

もちろん、ずっとすごくクローズに付き合ってくださいる需要家には特別な条件を提供しますよということがあったり、1年ごとに切り替えてしまう需要家と比較して、前者のほうを相対的に有利な条件を提示するというのが一般的にあり得ることだというのは理解ができるところでございます。

他方で、左側に大きく1、2、3とございますけれども、これも幾つか問題点があるのではないだろうかというのが当方の問題意識でございます。

まず1点目は、需要家間の公平性はどう考えるのか。今は、需要家は、先ほど佐野学園からも御説明がございましたけれども、新電力から旧一般電気事業者に契約を戻ろうとし

でも、先ほど申し上げたように受けられない。ゆえに最終保障供給を受けざるを得ないといった事象が生じているわけでありませう。

一方で、これが一時的ではなくて、仮に一定期間継続してしまうということになりますと、こうした事業者と、従来からずっと大手電力から供給を受けたいいわゆる既存契約者との間で、選択できるサービスの範囲に差異が生じてしまうという公平性の論点があるのではないかと。

2番目、もしこうした状況が続きますと、先ほども割安という話がありましたけれども、最終保障供給を選択することが最も合理的となります。こうなりますと、実は今の最終保障料金ですと、一般送配電事業者としても赤字の供給を行わざるを得ないという問題もございませうし、こうしたことが続いていきますと、ひいては新規参入者はこれ以上続けていられないといったことも生じる可能性があるわけございませう。

3点目、先ほど佐野学園からも、省エネ、あるいは太陽光の設置などに取り組んでいき、料金が高くなっていくと、またそういう需要を合理化していく。特に今回は、きっかけが諸外国の燃料高騰でありますので、こうした燃料に依存しない需要構造への転換といったシグナルにもなってくるといった背景もあるところございませう。こうした中で、今のままでいいだろうかということで、省では議論してきたところございませう。

これに対する現在の方向性をお示ししたのがこのスライドございませう。現行の「適正な電力取引についての指針」においては、以下のような記載ございませう。これは既に公表しているものでございませうして、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争確保の上で有効である。この場合、需要家の属性、例えば戻り需要か否かにかかわらず、全ての需要家を公平に扱うことになるからである。

こうした考え方に基きますと、やはり旧一般電気事業者において、既存の需要家と同じような需要特性、例えば需要規模だったり、需要パターンというのがさほど変わらないにもかかわらず、戻り需要であることをもって、ホームページ等で公表されている標準メニューの適用が受けられないという状況が続くことは、望ましいとは言えないと考えられるのではないかとということで審議をしてきてございませう。

もちろん、電取委と公取委からは、独禁法・電事法上問題とはならないという解釈が示されているわけございませうけれども、さりとて望ましくもないのではないかとということでございませう。

他方で、現行の燃料価格が非常に高騰しているといった事業環境に鑑みますと、コストが標準メニュー料金を上回っている。これも直面せざるを得ない現実ございませう。赤字でもいいから受け入れるということも、やはりそうも言ってもらえない状況が現実問題生じているところございませう。

4ポツございませうけれども、このため、例えばコストの変動をより適切に反映するため、標準メニューは電気の調達手段や調達費用などに応じて見直すことも考えられるとい

ったこともガイドラインの中で明記してはどうかということで御提案を差し上げ、御審議いただきたいところでございます。

こうした議論も踏まえつつ、旧一般電気事業者においては、標準メニューでの新規需要家の受付再開に向けた検討を期待されるのではないかという議論をさせていただいて、個別にも事業者と話をさせていただいているというのが現状でございます。

これに関連いたしまして、小売電気事業の在り方でございます。こちらのスライドは、小売電気事業者数の経年推移を示してございまして、撤退のニュースはよく出てくるわけでございますけれども、全体といたしますと、おおむねまだ右肩上がりの傾向で小売の電気事業者数は増えている状況でございます。撤退も見えてございますけれども、新規参入も同じぐらい存在しているという状況でございます。

こうした中ではございますけれども、この事業規制の在り方についても幾つか課題があるろうという問題意識を持ってございます。

2つありまして、一点は、2ポツの中に書いてありますけれども、「需要家保護の観点」でございます。最近では、どうしても撤退せざるを得ない新電力も出てきているわけでございますけれども、こうしたものの中には、撤退に先立って、託送料金などの未払いが生じているといったことも起こってきてございます。

他方で、需要家は、新電力がそういう状況にあるということが分からない状況でございますので、それを知らずにそうした事業者にスイッチしてしまうといった可能性もございます。

2点目、こうした形で託送料金の未払いを大きく膨らませた上で撤退ということになってしまいますと、これら不履行となった債務は、託送料金として広く国民の負担となってきてしまいます。

こうした課題に対しまして、例えば需要家はこういった情報を把握すべきであろうか。国としてはこういった情報を把握すべきであって、また、こうした場合にどういう措置を講じていくのか。他方で、新電力を大きな事業者から地域に密着した地域新電力など、様々ございますので、こうした実態も踏まえて丁寧な議論が必要であろうと考えているところでございます。

大きな4つ目の固まりは、全体の料金のお話でございます。

自由化の理屈でございまして、1ポツでございますが、理論的に考えれば、財の価格が高くなると、市場競争を通じて、需要においては限界効用の低い需要が減少して、供給においては限界費用の高い供給が減少するということを通じて受給が均衡するとともに社会厚生が最大化が図られていくというのが目指すべきところであろう。

一方で、電気・ガスにおいては、例えば逼迫期にもなかなか需要を減らすことができないといった課題や、供給側においても、過去の総括原価の時代にあった名残を幾ばくか引きずっている部分がございます。料金が実際の限界費用を反映できていない状況も存在しているところでございます。こうしたことがなかなか適切に機能しにくいというところ

でございます。

こうした中で、今後、どういう方向性があるべきかということで議論しておりますのがこちらのスライドでございます。1ポツの「基本的考え方」を御覧いただければと思いますけれども、システム改革の目的は、小売電気事業者が競争を通じて需要家のニーズに応じた多様なメニューを提供する。そして、需要家は多様な選択肢の中から自らのニーズに合ったものを選べるのが望ましい。

こうした目的ののっとりすると、自由料金における需要家保護の在り方といったものは、例えば先ほどもニーズがありましたけれども、小売電気事業者側にとって、料金高騰リスクに備えることができる料金メニューも含めて需要家ニーズに応じた様々な選択肢が事業者側から提供されていくといったことが期待されるのではないかとといった観点から、幾つか望ましい行為があるのではないかと。

一つは、こうした燃料価格の変動による料金変動リスクについて、分かりやすいメニューをつくっていくことであったり、そうした情報に容易にたどり着けるようにすること、あるいは、上限メニューを提供する場合においては、その考え方について明らかにしていくなどです。それから、当然ではありますが、契約を締結する際には、メリットのみならず、リスクについても十分な説明を行うことといったことを促していくことが必要ではなかろうかということでございます。

現在、リスクに備えるメニューということで、上限のところにはフィーチャーされているわけでありまして、本当はいろいろやり方もあるのだろうなということも考えてございまして、こうしたものを参考事例としてガイドラインの中で紹介していくといったことも一つあるのかなと考えているところでございます。

私からの御説明は以上でございます。

○山田参事官 下村室長、ありがとうございます。

それでは、最後に委員を代表して、高橋委員から10分以内で委員意見書の説明をお願いいたします。

○高橋構成員 都留文科大学の高橋でございます。

これまで、佐野学園、電取委、エネ庁さん、御説明をありがとうございました。私どもの意見書、資料4-1にのっとり提言を申し上げたいと思います。

まず、問題の経緯についてです。先ほどから、電取委さん、エネ庁さんが御説明されていることと基本的には認識は一致していると思っております。スポット価格の高騰の最大の要因は、今般、燃料費が高騰していることです。皆さんも御承知のとおり、火力発電がまだ日本の電源構成の70%以上を占めておりますので、化石燃料の価格が高騰すれば、当然電気料金、特にスポット市場はスポット調達したLNGなどの価格が反映されやすいですから、日々のスポット市場の価格がどうしても上がってしまう。

これは日本が化石燃料に強く依存しているところから来るわけですから、これ自体は、政府も物価高騰の問題を挙げて対応されているところですが、ある程度やむを得な

いと考えています。

他方で、今日、我々が一番問題視しているのは、内外無差別が本当に徹底されているのかという点です。これは以前も何度もこのタスクフォースでも議論をさせていただいて、電取委さん、エネ庁さんとも意見を交換しているところではありますが、新電力と大手電力の小売部門が同じ条件で小売競争をしているのであれば、ある程度やむを得ないとなるわけですけれども、本当にそうなのだろうかというところについて疑問を持っています。

今般、大手電力会社の発電部門から、社内供給力が不足しているからという理由、これはやむを得ないとされているわけですけれども、新電力に対する相対契約が停止されているという話や、それと関連して、スポット市場への玉出しが減っている一方で、小売部門からは電力の買い越しが起きているということもある。さらに、常時バックアップも供給停止ということが起きている。

一個一個についてはやむを得ないといえますか、そういうことが許されているということなのかもしれませんが、全体として見た場合、やはり大手電力が社内取引を優先している。それは本当に問題のないことなのかどうかというところを、改めて検証する必要があるというのが我々の最大の問題意識であります。

その結果、新電力の撤退や契約の停止が起きているということであって、もちろん大手電力も逆ざやですから、赤字を出しているところがたくさんあるところは同じなのかもしれませんが、本当に小売部門・小売会社が新電力と同じ条件で戦っているのか、同じだけの困難な状況を受けているのかが問題であります。先ほど、700社からあまり減っていないのだという御指摘がありましたけれども、直近の帝国データバンクの発表では、104社が倒産・廃業・撤退・契約停止ということになっています。もともと700社というのも、全部が小売事業を活発にやっているわけではないことを考えれば、104社の占める割合はもっと高いのではないかと懸念されるところです。

その結果が、先ほどの佐野学園さんのような電力難民の問題でありまして、いかに自由化したとはいえど、1万3000件の最終保障供給が生じているようですし、新電力がこれだけ撤退し、これだけの数の電力難民が出ているということ自体は、かなり危機的な状況といえますか、そう考えて対応策を考える必要があるでしょう。

では、どうすればいいのかということですが、本質的には、冒頭申し上げたとおり、これは化石燃料依存の結果、必然的に生じていることですから、何度もこのタスクフォースでも議論させていただいて、第6次のエネ基にも書かれているとおり、やはり再エネを最優先の原則の下で最大限導入していく。本質的にはこれだと思っています。明らかに今、太陽光パネルを家につけたほうが電気料金が安くなるということです。佐野学園さんもこれに該当するわけですから、当然これは政府の方針にのっとって、もちろん太陽光だけではなく、バランスよく再エネを導入していくということで、この方針自体は本当に加速すべきでしょう。

他方で、今日、議論したいのが、本当に競争条件が公正なのですかと。公正ではないと

すると、それは自由化政策、競争促進政策上は問題があった可能性があるわけですし、この観点から、Ⅲ番以降で今すぐどうすればいいのかという点を提言いたします。

まず、今、電取委さんのほうで内外無差別ということをやってらっしゃっていて、我々も大賛成なわけですけども、やはり内外無差別の徹底の大前提として、情報公開が必要であるということです。情報公開がなければ、本当に内外無差別が徹底されているのかも分かりません。

そのように考えた場合、変動数量契約の問題は前回も指摘させていただきましたけれども、電取委さんも情報公開を進めていらっしゃいますが、やはりまだ不十分なところがあるのではないかと。本当に同条件で、同じような上限の下に新電力も大手電力の小売部門も変動数量契約が使われているのかというところについては、私どもは疑問に思っております。先ほどのスポット市場への買い越しの問題も、買い越し自体は否定されるものではありませんけれども、本当に必要な量をちゃんと出している上で買い越しになっているのかとか、そこは情報を徹底して提供していただきたい、公開をしていただきたい。特に変動数量契約の部分について私どももこだわっておりますので、情報をさらに公開していただきたいということ。

それから、新電力が廃業・撤退すること自体は自由競争ですから、やむを得ないところもあるわけですけども、顧客保護という観点から、もう少しより詳しく、どういう理由でどれぐらいの数が撤退していて、どの程度の顧客にどのような影響が出ているのか。先ほどの佐野学園さんのような悲痛な叫びが上がってきている中で、不適切な行動がないのか。新電力さんも大手電力さんも同じなわけですけども、そこを徹底調査をする必要があると思っております。

次に、需要家の立場に立つと、方策は2つしかなくて、一つは需要を減らす、合理的な節電をするということで、デマンドレスポンスの話は以前から私どもが申し上げておりです。先ほど、佐野学園さんもそういうことをやるとおっしゃっていらっしゃいました。

もう一つは、やはり再エネを導入する、自家消費をする。PPAという方法もございますので、そういうことができる、効果的な方法があるということ、もちろん小売事業者がやるべきでもあるわけですけども、こういう緊急事態ですので、エネ庁さんからもそういう適切な情報公開、情報提供を需要家に対してするべきではないかという点であります。

3点目以降が、主に新電力と大手電力との内外無差別に関するところで、ここが最大のポイントとなります。変動数量契約の問題について、これまで申し上げてきたとおり、例えば大手電力の変動数量契約が多いと聞いておりますので、上限を設けてその量を制限するといったことをぜひすべきではないか。

例えば1年ものの相対契約の場合、一定量を確保するのかもしれませんが、需要量がその確保量を超えた場合には、入札で改めて相対価格を決定するといった必要があると思っております。

その前提としては、発電部門と小売部門がそれぞれで最大の利潤を追求することになりますので、会計分離は必ず必要でありますし、さらに、以前から我々が申し上げており、発電を少なくとも法的に分離することも必要なのではないかと思っています。

次に、常時バックアップは、延々と続けるものではないというところについては我々も賛成しております。けれども、今回、供給力に余裕がないから常時バックアップを停止するということが起きているようです。まだ内外無差別が貫徹されていない段階で常時バックアップだけをやめますよとなるのは不適切ではないかと考えます。

そのため、常時バックアップに代えて、内外無差別が徹底されるまでの間については、例えば発生電力量の10%、これは常時バックアップの考え方の前提になっていたわけですが、それをネットで玉出しすることを義務づけることを提案します。

5つ目、今回、私どもは新電力さんからもヒアリングをさせていただいた中で、先物取引を使えばいいのではないかと申し上げたところ、ヘッジ会計がうまく適用されていない点を指摘する方が複数社いらっしゃいました。この点については、経産省の中でもこれまで検討してきた事情があると聞いておりますけれども、やはり速やかにヘッジ会計の適用ができるようにしていただきたい。

海外では、物すごい規模の先物取引が行われているわけですので、ヘッジ会計適用の問題はクリアされているはずだと認識しております。海外の事例からも学びつつ、あるいは金融庁とも相談しつつ、ぜひヘッジ会計の扱いをやっていただくよう提案します。

最後に、今回、新電力さんがいろいろ困っていらっしゃるわけですが、新電力も差別化をする努力をもっとすべきではないかと私どもは考えております。市場価格連動型の料金が悪いことのように言われている側面もありますけれども、そんなことはなくて、コストが下がる可能性もあるわけです。新電力自身も多様な料金メニューやデマンドレスポンスのサービスといった形で差別化を図る中で、大手電力と新電力全体で健全な競争が起きることを期待しておりますので、申し述べさせていただきます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山田参事官 高橋先生、ありがとうございました。

以上を踏まえまして、質疑応答に入ります。発言者はこちらから指名させていただきますので、御発言を希望される場合には「手を挙げる」という機能で挙手をお願いいたします。質問と回答は簡潔にお願いします。

議論をする順番ですけれども、委員ペーパーの3ページの3ポツの短期的対策のところから具体的な論点が6つ挙がっておりますので、この論点の順番を目安に、もちろん行ったり来たりすることはあるわけですが、この順番で順次議論していきたいと思えます。残り30分くらいですので、1論点5～6分ぐらいだと思います。よろしく申し上げます。

それでは、まず1番、事実関係の徹底説明と情報公開のところ委員の先生から特に御指摘はございますでしょうか。

八田先生、お願いします。

○八田構成員 経産省、佐野学園さん、高橋さん、どうもありがとうございました。

高橋先生が強調されたように、佐野学園さんが直面しているような問題を解決するためには、結局内外無差別を徹底するという事だろうと思います。すなわち、新電力が相対契約で旧一電から買いたいと思ったら、断られないようにすることです。

内外無差別の不徹底の中でも、特に変動数量契約が旧一電の小売部門にだけ提供されていることが多くの問題を引き起こしていると思います。

電取委がいろいろな契約を調べてくださったことによって、変動制約の上限は、ほとんどの大手の電力会社は「供給余力の範囲内」を上限にしていることが判明しました。

これは、貴重な調査ですが、内外無差別がどの程度徹底されているかをより正確に知るには、さらなる情報が必要だと思います。

第1に、旧一電の発電部門は、小売部門に対して、既に「供給余力の範囲内」というところで決めてしまっているわけですから、それをほかの新電力にどうやって供給するつもりかという問題がある。

「供給余力の範囲内」を内外無差別に供給する一つの方法としては、現行の変動数量契約の上限を例えば、10分の1に区分して、それを幾つでも買っていいですよとして入札にかける方法があります。新電力がその区分のいくつかを買いたいのであれば、旧一電の小売部門より高い入札価格を入れる事で、買うことができるとわけですから、内外無差別が担保されます。もちろん、大手電力の小売会社が全ての区分を買いたいなら、買う事は可能です。その場合は、現状のように新電力の変動数量契約の購入量は0になります。しかし、入札で決まる変動数量契約の価格は現状より相当高いものになるので、旧一電の市場支配力を強く抑制します。

旧一電の発電部門は、内外無差別で変動数量契約を新電力にも提供するために、前述以外に、どの様な方法を考えておられるのだろうかというのが第1の疑問です。

第2に、標準メニューで出している電力と「供給余力の範囲内」で出している変動数量契約の割合はどうやって決めているのかです。

第3に、標準メニューは、新電力に対してだけ出しているのか、それとも同じ条件で旧一電の小売部門にも出しているのか。

第4に、一定の確定数量契約の量を標準メニューで出す場合、標準メニューの価格が決まっているわけですから、需要量のほうが割り当てた供給量を超えることが当然あるわけですね。その際、割り当てた供給量の配分を、早い者順でやるのか、それとも入札で決めるのかです。実際に早い者順でやるとしたら、どういう順番で新電力は新しいプライオリティの順位を取れるのだろうかという情報も、政府による内外無差別の確保のために重要だと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

多岐にわたりましたので、一旦ここで切って、これは電取委からの回答になりますかね、お願いしたいと思います。

○経済産業省（東室長） 電取委の取引制度企画室長をしています、東と申します。お世話になります。

御質問を全部フォローできたか分からないですけれども、まず、総論としてといいますか、変動数量契約について本当に内外無差別になっているのかという点は、これまでも何度も御指摘いただいていたしまして、まさにそういう問題意識を持ってずっとフォローアップを行っているところです。

直近では、昨年の冬に一回フォローアップしまして、今、また足元で全社ヒアリングをやっています、またなるべく早い時期にそれを御報告できるようにしたいと思っています。足元では、2022年度分の4月から来年3月末までの契約が多いわけですけれども、その契約についてヒアリングを行っています、その結果をまたまとめた上で、対外的にきちんとお示ししたいと思っています。

八田先生御指摘の変動数量契約の中身についてということなのですが、おっしゃるとおり、恐らく当初は中での上限値の設定の考え方が緩いところもあったのだらうと思いますけれども、足元で相当そこは意識して、契約の中身も変わってきていると理解しています、個々にこの会社がどうだと申し上げるわけにはいかないのですけれども、どういう設定になっているか、あるいはどういう状況になっているかというのは、今後のフォローアップの中でお示ししたいと思っています。

申し上げたいのは、徐々に内外イコールフットにする会社は増えてきています、まさに御指摘いただいているようなことやこうした取組を通じて、考え方も変わってきているのではないかなと思っています。

それから、質問が正しく理解できているか分からないですけれども、供給力を需要が上回るようなケースにどういうふうに限られたパイを配分していくのかという御質問だったかと思うのですが、これはまさに今年度のあらゆるところで起きている問題でして、きちんと相対で卸さないというお声はもちろんあるのですが、多くの会社になるべくロングポジションを取りたいと思っているのも事実でして、結果として相対の卸のところでは供給力よりもはるかに上回る引き合いが来たということが今年起きておりまして、そういう中でどういう配分の仕方をしたのかということもまさに確認しているところです。

聞いているところだと、これまでの取引実績に応じて配分したというケースもあれば、オークションのような形で条件を入れてもらって、それに依って割りつけたというところもあれば、プロラタで割りましたというように、各社対応はかなりまちまちでして、その玉が足りないとなったときに、どういう考え方に基いて配分するのがフェアなのかというのは、実態をよく見た上でまた審議会の場でも御議論いただきたいと思っています。

○八田構成員 どうもありがとうございました。

今の最後のところの情報がきちんと出てくるといいと思います。特にオークションでも

やっているとところがあるという情報が広まると、佐野学園のような状況というのは少なく済むようになると思います。

どうもありがとうございました。

○山田参事官 大林さんから手が挙がっております。お願いします。

○大林構成員 ありがとうございます。

経済産業省、資源エネルギー庁、電取委の方、御説明ありがとうございました。

私からは、下村室長に質問さしあげたいと思います。

御説明の中で、新電力が700社あって、これからも増えていくような傾向にあるので、心配がないという形容があったのですが、意見書の中でも述べさせていただいたように、今年の4月に706社あった新電力のうち、104社が何らかの形で供給の停止をしたり、契約を停止したり、あるいは倒産してしまったというところもあると帝国データバンクが報じています。

こうした最新のデータは、資源エネルギー庁並びに電取委の方は取られていないのかどうか、状況に応じて対応が必要ではないかと思えます。新電力のアンケートを取られていたと思うのですが、直近のデータを出していただきたいことと、700といっても、実際にアクティブに電力事業を展開していたのは、そのうち250ぐらいでした。そして上位の50社が電力事業のほとんどを占めていたのが実態だと思います。今回、こうした新電力への影響が非常に大きいことを議論しているので、そこをきっちりと押さえて、危機感を持って対応していただきたいと思えます。

次の部分にも重なるのですが、佐野学園さんのお話は非常に衝撃的でした。ただ、佐野学園さんだけではなくて、ほかの大学関係者の方からもいろいろ話を聞いております。本当に普通の大学の業務ですよ、まじめに大学を経営している。そこが1.5倍、2倍の電気料金、あるいは先ほどガスの価格上昇もあるとおっしゃっていましたが、2倍以上に直面して、大学は、こうした調達予算が限られているので、佐野学園さんがおっしゃったように、設備をどういうふうに縮めていくとか、プログラムを縮小していくといったところに直につながっていきます。私はかなり深刻な状況だと思います。

メディアでもあまり取り上げられておらず、徐々に出ていますが、こうした大口の需要家、50キロ以上の高圧の需要家のヒアリング等に行っていないのか、果たして新電力や大手電力会社の説明だけでいいのかといった対応についても伺いたいと思えます。これは次のところでも結構ですけれども、お願いいたします。

○山田参事官 1番と、2番の論点についても御提起いただきました。これは下村室長になりますか。

○経済産業省（下村室長） 下村でございます。

私の説明がよくなかったのだと反省をしております。

まず、小売事業者の数のデータは、私どもの登録の件数という形で、私どもが一次情報を持っておりますので、最新の情報を持っておりますし、確かに今日お持ちしたデータが

古くて、大変失礼をしてしまったなど感じておりますけれども、最新の情報は定期的に私どもの審議会でも公表させていただいているところでございます。

それを見ても、昔ほど右肩上がりの傾向で、どんどん伸びているということではなくて、確かに少し飽和してきているというイメージで捉えていただければと思いますし、またこうした情報を引き続き定期的に公表してまいります。

需要家の方は、正直に申し上げると、私どもからのヒアリングもさることながら、需要家の方から私どもにもたくさん御連絡を頂戴しておるところでございます。こういう場合にどうしたらいいのかといった悲痛な声というのは、本日も佐野学園様からいただきましたし、同様の声を町工場や事業所などからたくさん頂戴してございます。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、論点の3番目の内外無差別原則の徹底のところに移りたいと思います。先生から御指摘、御発言はございますでしょうか。

大林さん。

○大林構成員 申し訳ございません、内外無差別ではないのですけれども、2番目のところで、ちょっと遠慮をして頭出しだけさせていただきました。下村室長、どうもありがとうございました。いろいろな声は届いているのだということは理解いたしました。

まず、それに対して包括的なアンケート調査や実態の調査をされる予定があるのかどうかということ、提言書には書かせていただいているのですけれども、基本的には今回の電力難民の危機というのは、化石燃料への依存が引き起こした、化石燃料の価格が高騰しているからという危機が根本にあると思いますので、それをとどめるための一つの方法というのは、再生可能エネルギーを全速力で進めていくしかないと思うのですよ。欧州各国が様々な新しい政策を出しています。

ところが、佐野学園さんからもお話があったように、例えば太陽光を入れようと思って計画していたのだけれども、資材高騰もあってなかなか入れられない。こうしたところに国が手を差し伸べるべきではないでしょうか。

例えば東京都が太陽光の住宅への設置義務化をハウスメーカーさんに出されているわけで、個人ではないのですけれども、かなりの支援が手厚く講じられているのですね。太陽光をつけるだけではなくて、蓄電池や断熱、省エネルギーといったものも非常に分厚い。そういった新しい政策の上乗せを国が取っていくべきであって、ここは下村室長の管轄ではないかと思うのですけれども、そういったことに対する声を聞くアンケート調査と施策をぜひセットで進めていただきたい。それに関して少しお伺いできないでしょうか。

○高橋構成員 関連ですけれども、せっかく佐野学園さんが来ていらっしゃるのでも、先ほども太陽光やデマンドコントローラーをやりたいとおっしゃっていましたが、一需要家の立場として、もっとこういう情報があればよかったのにとか、小売事業者からでも経産省からでも結構ですが、こういう情報があったらもっとよかったのにとか、こういうところ

が分からなくて困っているとか、こういう支援策、補助策があったらすごく助かるのにと
いう具体的なアイデアやお願いなどがあれば、簡単に言っていただければと思います。よ
ろしくお願いします。無茶ぶりですみません。

○佐野学園（今村シニアマネージャー） 今村でございます。

実はいろいろ考えたり、思いついたりということはあるというか、やらなければいけな
いなどは思っているのですけれども、あまりに変化が激し過ぎて、毎日どうしたらいいか
とただただ思っているだけみたいなどころがあります。

というのは、3月から動いたのですけれども、結局3月の1か月間はどこに打診しても
全くなしのつぶてというか、受け付けられません、もう止めましたというだけの話で、5
月に入りましてから、先ほども御説明しましたけれども、やっと1社に前向きに検討して
いただけたというところで、本当にどこに相談していいかも分からない状況が続いている
というところではあります。

また、先ほど東京都の諸施策についても御説明いただいたのですけれども、確かに東京
都と千葉県では補助金の出方が違うということもありまして、私どももそういったものを
理解したりするのも時間がかかっているというところもあります。

まずやらなければいけないのは、幸いにして6月は今のところ、梅雨に入ったりという
こともあって空調の稼働が少ないのですけれども、これから7月の後半になってきますと、
大学、専門学校ともに試験期間になってきますので、この間は学生がどっと来ます。そう
いったところのピークをどうやって抑えていくかというところを今、考えているところで、
そういったところのアイデアというか、指南があると、私どもとしては助かるなどと思っ
ております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

川本さんから手が挙がっていますが、関連であれば御質問していただいて、別の話題で
あれば、下村室長の後をお願いします。

○川本構成員 御回答の後で結構です。

○山田参事官 では、下村室長からまず御回答いただいて、その後、川本さん、お願いし
ます。

○経済産業省（下村室長） 下村でございます。御指摘ありがとうございます。

今、電力需給は本当に厳しい状況にありまして、今月の頭にも関係閣僚会合というところ
で御議論いただきましたけれども、この夏・冬に向けて、供給面、需要面、あらゆる対
策を講じていくことが必要な局面にあると考えてございます。

こうした中でも、即効性のある対策という意味では、需要面の対策というのは非常に重
要になってこようかと思っています。例えば今年の4月に政府で取りまとめました経済対
策の中でも、地方創生交付金で1兆円の拡充といったものの中で、各地方自治体ごとに例
えば生活困窮者、あるいは中小企業にこうした光熱費を含む燃料価格高騰に対する支援の

拡充といった事業というのも出てきているところでございます。

こうしたことに加えまして、例えばまさに即効性のあるものということで、デマンドレスポンス、合理的な節電といったものも今回、御提示いただきましたので、どういうことができるのかということを中心に検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、論点の3番以降に行きたいと思えます。川本さん、どうぞ。

○川本構成員 御説明、大変ありがとうございます。

それでは、3番目の論点の内外無差別について質問させていただきます。

東室長の先ほどの御説明で、現在、内外無差別の徹底の度合いについて調査をされているということで、大変結構なことだと思います。これは既に規制改革計画の中でも、来年度の契約では内外無差別の状況を実現するという書き方になっていたと思います。

そういうスケジュールを前提にいたしますと、我々の得ている印象では、新電力に公平に卸電力の供給の機会が与えられているとはちょっと考えられないし、今回のような問題の再来を防ぐためには、実効的な対策がないとまた繰り返しになってしまうと思えます。例えば、内外無差別な卸条件の確保に向けては、卸標準メニューのひな形をきっちり大手電力から提示していただく必要がありますが、相当議論を重ねていかないと、来年度の契約に実現するには難しい。

ということで、どういうスケジュール感でこれから進められようとしているのかということについて質問したいと思います。

○山田参事官 八田先生からも手が挙がっておりますので、八田先生から関連であれば、御発言いただいて、その後、電取委から。

○八田構成員 まずスケジュールのお話を伺ったほうが良いと思えます。

○山田参事官 では、東室長からスケジュールについてお願いします。

○経済産業省（東室長） ありがとうございます。

まず、来年度からのひな形を提示するという件につきましては、まさに本タスクフォースで御指摘いただいたことも受けまして、今年の3月に私どものほうで開催いただいております審議会でひな形を作成とか、あるいはその交渉のスケジュールもなるべく統一してほしい、あるいは社内の取引文書もしっかり残すとか、いろいろな取組の強化といいますか、内外無差別性の実効性を確保するための取組として、電力会社にこういうことをさらに求めるというのを審議会の場で御議論いただきまして、既に各社には来年度に向けてそういう検討を進めてくださいということはお伝えしていますので、そこはタスクフォースの御議論も踏まえて、あるいは閣議決定内容とも合致するような形できちんと取組を進めております。

先ほど申し上げたのは、来年度ではなくて足元で、今年度の契約について、これは定例で行っているのですけれども、毎年の契約がどういうふうになっているのかというのをフ

フォローアップする中で、これまで指摘を受けてきたようなことがどういう取組状況になっているか、あるいは一番端的には、不当に外に高く売っていないかといったチェックを行っているということでありまして、来年度に向けたものと、先ほど申し上げた今年はどういう契約になっているのかというのがそれぞれ動いているということでございます。

○川本構成員 ありがとうございます。

○山田参事官 では、八田先生、高橋先生から御発言いただいて、残り時間がもう8分ぐらいしかないので、コンパクトにお願いします。その後に、4番、5番、6番の論点について一言ずつ、お気づきの点があったらお願いしたいと思います。

まず、八田先生、お願いします。

○八田構成員 先ほどはどうもありがとうございます。

内外無差別に関する調査で1つぜひお願いしたいのは、異なったカテゴリーの、相対契約ごとの枠の設定方法に関する調査です。相対契約には、例えば確定数量契約と変動数量契約、あるいは長期、短期といろいろなタイプがあって、それらに対して、発電側としては枠を設けて、その中で供給するのだと思うのですが、その枠の設け方のバランスの取り方についてどういう基準を使っているかという調査を願えばありがたいと思います。

個々の枠の中ではいかに公平に見えても、枠の取り方自身はかなり電力会社の小売部門に有利になるということはあるのではないかと思います。

それから、これまで取引をしていた人を優先するというのはリスク回避の観点から理解できます。しかし、これは支払いができないリスクを評価する別の機関に代替させることもできるはずです。そのような機関をどの程度利用しているか、利用していないならば何故か、という調査もお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

高橋先生。

○高橋構成員 論点3に関連して、会計分離と発販分離についてコメントをお願いします。1月31日のタスクフォースでは、会計分離について引き続き総合的に検討していきたいと御発言されていますけれども、今回の事態を踏まえて、会計分離、発販分離についてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、4番に移りますが、常時バックアップに代わる対策、私どもはネットの玉出し10%程度というのを提案しているわけですが、常時バックアップについてどう考えるのか、これに対する我々の提案をどうお考えになるのか、こちらについてもコメントをよろしくお願いします。

○山田参事官 ありがとうございます。

ちょっと時間がないので、5番、6番も委員から発言があればお願いして、最後にまとめて電取委と下村さんから御発言いただいて、最後に大臣ということをおあと5分でお願いします。

5番、6番はいかがですか。

川本さん、どうぞ。

○川本構成員 それでは、私は5番目のヘッジ会計について、簡単にですけれども触れたいと思います。タスクフォースでも何回も議論させていただいたように、先物取引が、今回のような事態を避ける上で非常に重要です。ただ、その市場整備に当たって、こういう会計ルールの問題があるということが浮上したということでございます。

ただ、これは調べてみますと、既に経産省のほうで2019年にしっかり調査をされていて、それを今読む限りでは、課題は明確で、国際会計基準、IFRS、米国の会計基準でも、当然先物取引についてはきちっとヘッジ会計としての取扱いをするということになっています。これをぜひ早急に措置していただきたいのですが、これについてどのようなスケジュール感で取り組んでいくかということをお聞きしたいと思います。

○山田参事官 最後に大林さんから。

○大林構成員 6番について、先ほど少し需要家の立場からお話しさせていただきました。様々な再生可能エネルギーの導入、あるいはデマンドレスポンスをやりたいのだがということなので、こちらはぜひ進めていっていただければと思います。

私からは以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

4委員の御発言について、まとめて御回答を電取委、下村室長からお願いしたいと思います。

まずは電取委から。

○経済産業省（東室長） 電取委の東でございます。

まず、八田先生の枠をという話で、枠ということなのかは分かりませんが、当然いろいろな考え方を持ってプライオリティーを決めていると思いますので、どういう考え方で優先順位づけをしているのか、そこでまさに社内がアプリアリに優先されていることがないということをごきちん確認していきたいと思っています。いずれにしてもその考え方はしっかり聞いていきたいと思っています。

それから、高橋先生の2つの点について、まず1点目の会計分離、発販分離につきましては、今回、閣議決定いただいた文書の中でもこうした内外無差別の取組の中でしっかり検討していくこととなっておりますので、引き続き検討していきたいと思っています。

それから、常時バックアップにつきましては、前提になっている認識にやや違いがありまして、今、まさにもう供給できないという状況になっているのですけれども、一方で、使っている小売の会社も相当寡占といいますか、特定の小売が相当量使っていたり、しかも、それを転売している可能性もあるといったところもありまして、背景には、市場価格に比べて非常に安い商品になっていて、その価格設定が果たして適正なのかといったところも審議会で御議論いただいているところでございまして、そういう使われ方とか、どうしてこういうことが起きてしまっているのかという背景をよく見た上で、対策というのは

考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○経済産業省（下村室長） 続いて、エネ庁でございます。

今の常時バックアップのところをもう一点だけ追加いたしますと、御提案のような10%をスポットで玉出しすることを義務づけるということをやりますと、逆にそこに至るまではその分大手から出てこないことにもなりますので、そうした影響も踏まえて検討していく必要があるかなと思います。

続いてのヘッジ会計は、関係部局とも引き続き何ができるかということを考えたいと思いますけれども、一点、既にヘッジ会計は100社を超える事業者が先物に参加しているという事実があることに加えまして、ここにあるとおり、事業者は繰り延べを認めてほしいということが日本の事業者のニーズでございますけれども、諸外国ではむしろ、時価評価を積極的に行っていくべきというのが会計の大きな方向性であるといったところの整合性をどう考えるかといったことも含めて検討が必要な課題であると認識してございます。

以上でございます。

○山田参事官 ちょっと時間が足りなくなりましたので、最後に大臣から御発言いただきたいと思っておりますけれども、今までのやり取りの中で言い切れなかったこと、答え切れなかったことは後日また紙の形でやり取りさせていただきます。

それでは、最後に牧島大臣から締め言葉をお願いしたいと思います。

○牧島大臣 ありがとうございます。

本日は、電力の需要家を代表する立場の佐野学園の皆様、貴重なお話をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。電力市場制度を所管する経産省の皆様にもお越しいただいて、真摯な御議論をいただいたと思っております。この点は御礼申し上げます。

本日、議論いただいた内容について、経産省の皆様とタスクフォースの先生方の間で、改革に向けた大きな方向性についてはそれほど違いがあるものではないと思っておりますけれども、ただ、決定的に違うことがあって、それは改革に向けたスピード感だと思います。

グループ内外無差別の電力卸取引を2023年度から開始する方針ということなのですが、2023年度当初からグループ内外無差別の電力卸取引を徹底していただくことが極めて大事というのが、今日のお話から私どもが見えてきたことだと思っております。

当然、国際情勢も不安定化している。資源燃料価格も高騰している。世界は一月単位で劇的に変化をしている。こうした情勢の変化を踏まえれば、改革もより一層のスピード感が求められるというのが私どもの結論だと思います。

電力自由化の担い手である新電力がばたばたと経営破綻してしまう、需要家が電力難民となって、電力小売会社を選ぶことができないといった厳しい状況を一日も早く解消することが必要ですので、経産省の皆様方におかれましては、本日の議論を踏まえて、一日も早く解決策を実行していただけるようお願い申し上げます。

震災後から本格的に始まった電力システムの改革、まだ道半ばのところがあります。今

回の電力市場の混乱は、改革が間違っていたわけではなくて、改革が道半ばであるがゆえの出来事だと理解しています。これを機に、内外無差別が徹底されて、公正な競争環境の実現が加速されることを願っておりますので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

時間もなくなってまいりましたので、本日の議題は以上といたします。

次回のタスクフォースの日程につきましては、ユーチューブの動画概要欄に記載している規制改革推進室の公式ツイッターにおいて今後の日程を随時告知いたします。

それでは、本日のタスクフォースを終了します。ありがとうございました。お疲れさまでございました。